

令和5年度沼津市子どもの居場所づくりコーディネーター事業業務委託 契約候補者選定に係るプロポーザル参加要領

1 目的・趣旨

本事業は、貧困等の困難を抱える子どもを地域で見守り支援していく環境を整えるため、沼津市内における食事の提供や無料学習支援など、市民が主体となり運営する子どもの居場所の創設支援、運営支援及び子どもの居場所と各種関係団体との連携推進を行うものである。

本事業の業者選定にあたっては、貧困等の困難を抱える子どもの居場所の創設・運営支援を効果的に実施するための、地域の実情・特性への理解や、地域資源を有効活用する知識やアイデアが求められ、また、子どもの居場所の創設・運営に関する知識や実績、子ども・家庭への支援に関する知識や実績を有し、行政やその他の支援機関との連携した対応が必要とされるため、予算の範囲内でよりよい提案を得ることができるプロポーザル方式(※)により契約候補者を選定する。

この要領は、「令和5年度沼津市子どもの居場所づくりコーディネーター事業業務委託契約候補者選定に係るプロポーザル」の実施及び参加方法について、必要な事項を定めるものである。

※もっとも優れた提案をした者を本要領に従い契約候補者として選定し、契約候補者の提案内容を踏まえた仕様書を別途調整の上、地方自治法施行令 167 条の2 第1 項第2 号による随意契約を締結するものである。

2 契約の概要

- (1) 業務名 令和5年度沼津市子どもの居場所づくりコーディネーター事業業務委託
- (2) 業務内容 別紙「令和5年度沼津市子どもの居場所づくりコーディネーター事業業務委託公募仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和6年3月31日まで
- (4) 契約金額 契約上限額 4,700,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

3 問い合わせ・書類提出先

沼津市 市民福祉部 こども家庭課
(〒410-8601 沼津市御幸町16番1号 沼津市役所内)
担 当 野口、吉田
電 話 055-934-4827
F A X 055-934-0345
E-mail kodomokatei@city.numazu.lg.jp

4 参加資格要件

次の各号のいずれかに該当する者は、本プロポーザルに参加する資格を有しない。なお、契約候補者の決定後契約締結までの間においても、以下の項目に該当した場合は契約候補者の決定を取り消すことがある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- (3) 沼津市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 22 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者
- (4) 沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者
- (5) 国税及び沼津市税の滞納がある者

5 契約候補者選定スケジュール（予定）

No	内容	期間
1	募集開始（市ホームページに掲載）	令和 5 年 2 月 15 日（水）
2	質問受付（電子メールにて）	令和 5 年 2 月 21 日（火）午後 5 時まで
3	質問回答（市ホームページに掲載）	令和 5 年 2 月 22 日（水）午後 5 時まで
4	プロポーザル参加申込	令和 5 年 2 月 28 日（火）午後 5 時【必着】
5	プロポーザル参加承認	令和 5 年 3 月 1 日（水） 午後 3 時までに電子メールで通知する
6	企画提案書等の提出	令和 5 年 3 月 13 日（月）午後 5 時まで
7	選考会（書類選考）	令和 5 年 3 月 16 日（木）予定
8	選定結果の通知	令和 5 年 3 月 17 日（金）予定
9	契約締結	令和 5 年 4 月 3 日（月）予定

6 質問受付・回答

(1) 質問方法

本業務委託の内容等についての質問は、質問受付期間中に、電子メール(様式任意)により提出する。会社名、担当者名、電子メールアドレス、電話番号を併記すること。質問提出先は「3 問い合わせ・書類提出先」のとおり。

質問の際には、送付件名に「【質問】令和 5 年度沼津市子どもの居場所づくりコーディネート事業業務委託プロポーザルについて」と明記すること。

なお、プロポーザル実施手順等についての質問は随時電話等で受け付ける。

※質問書の提出時には、必ず電話により着信確認を行うこと。

※質問内容は簡潔な文章とすること。

(2) 回答方法

業務の内容等に関する質問については、質問者匿名にて沼津市ホームページ上で回答を掲載する。

7 プロポーザルへの参加申込

以下の書類をプロポーザル参加申込の期間中に「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出（郵送可）すること。ただし、沼津市入札参加資格者名簿に登録されている事業者は、（4）（5）（6）（7）は不要である。

なお、参加申込後、参加を取りやめる場合は企画提案書等の提出期限までに参加辞退届（様式4）を提出すること。辞退しても今後不利な扱いを受けることはない。

（1）参加申込書 1部（様式1）

（2）同種業務実績表 1部（様式2）

記載した業務のうち一つは内容が確認できる資料（契約書・仕様書等の写し）を添付

（3）参加申込者概要説明書 1部（様式は任意だが1種類とする。パンフレット等でも可）

（4）暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書（様式3）

（5）登記簿謄本等（申込日から3か月以内に発行されたもの）

①法人登記している事業者は履歴事項全部証明書の写し

②個人事業者の場合は代表者身分証明書の写し

（6）財務諸表（直近事業年度の「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」）

（7）納税証明書（申込日から3か月以内に発行されたもの。課税のあるもののみ提出。）

①沼津市法人市民税納税証明書（最新の事業年度のもの）

②沼津市固定資産税納税証明書（令和4年度のもの）

③国税納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について）

・法人登録をしている事業者は「その3」又は「その3の3」を提出

・個人事業者の場合は「その3」または「その3の2」を提出

・納税免除の場合は、定款の写しを提出してください。

8 プロポーザルへの参加承認の通知

参加申込書類の確認後、プロポーザル参加の認否を電子メールにて通知する。

なお、申込書類を提出したにもかかわらずプロポーザル参加承認の通知期限までに認否の連絡がない場合は、通知期限日の午後5時までに「3 問い合わせ・書類提出先」へ電話で問い合わせること。

また、参加不承認の場合は、市にその理由の説明を求めることができる。

9 企画提案書等の提出

（1）提出書類

以下の書類を企画提案書等の提出期間中に「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出（郵送可。郵送の場合必着。）する。

① 企画提案書提出届（様式5） 1部

② 企画提案書（様式自由） 5部

別紙「令和5年度沼津市子どもの居場所づくりコーディネート事業業務委託 公募仕様書」に基づく業務を実施するにあたり、以下の項目について、それぞれ具体的な実施手法等を記載すること。

- ア 市民、各種団体、事業所等に対する子どもの居場所づくりについての働きかけ
(1回以上のセミナー開催を含む)
- イ 相談窓口の開設場所・時間及び人員配置
- ウ 相談窓口において実施する創設支援
- エ 相談窓口において実施する運営支援
- オ 子どもの居場所と支援者・ボランティアとのマッチング
- カ 沼津市の後援を取得した子どもの居場所の支援に関すること
- キ 連携体制の整備
- ク 困難を抱える子どもの把握及び対応
- ケ 個人情報の管理
- コ 自由提案

本業務実施にあたり、業務仕様書に記載の内容以外にさらなる事業効果が期待できるような事項の追加について内容・効果等を記載すること。

- ③ 業務委託料見積書(様式自由) 5部
- (2) 企画提案書等の規格(不備がある場合は、一切受け付けない)
 - 企画提案書等の提出書類は以下の点に注意し作成すること。
 - ①「(1) 提出書類」のうち、②③については、すべて自社名を入れず(入っている場合は受け付けない)、参加承認通知に記載した各参加者へ割り振ったアルファベットを各書類の1ページ目の右上に挿入すること。
 - ②「(1) 提出書類」は、日本工業規格A4で作成する。A4以外のサイズを用いる場合はA4サイズに折りたたむこと。
- (3) その他、注意事項
 - ①企画提案書は見積書を除き10ページ以内で作成すること。
 - ②見やすいもの、わかりやすいものとする。
 - ③本要領に示す業務委託の目的・趣旨を達成するため、契約上限額の範囲でできうる限りの提案をすること。また、本件の受託者選定においてプロポーザルを採用する点に鑑み、業務概要に示す本市の要求事項にとらわれず、参加事業者の専門性を生かした指摘や提案に努めること。
 - ④見積書は、提案する実施項目の費用が分かるように内訳を記載すること。
 - ⑤提出後の提案内容の修正は一切認めない。

10 選考

(1) 選考方法

企画提案書等提出書類の内容を基に、「沼津市子どもの居場所づくりコーディネート事業業務委託契約候補者選定委員会」において総合的に評価を行い、契約候補者を選定する。

ただし、合計点数の平均点数が60点を超えるものがいなかった場合は、契約候補者を選定しない。

(2) 評価項目

別表「評価項目」のとおり。

11 選考結果の通知

契約候補者選定後、すみやかに市ホームページ上にて結果を公表する。なお、参加者自身の評価については、契約締結後、市にその理由の説明を求めることができる。

12 参加者の失格について

次のいずれかに該当する場合には、失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出期間中に提出しなかったとき
- (2) 「4 参加資格要件」の各号のいずれかに該当したとき
- (3) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき

13 契約

市は契約候補者と協議し、契約候補者が提案した内容を反映した仕様書を調整のうえ、契約を締結し、すみやかに契約結果を沼津市ホームページ上で公表する。なお、本プロポーザルは参加事業者の企画力、提案力、業務遂行能力などを審査するものであるから、仕様については契約時に再度精査するものとする。

ただし、選定された事業者が以下の規定するものに該当することになった場合は、契約を締結しない。なお、この場合は次順位の者と協議するものとする。

- (1) 「4 参加資格要件」の各号のいずれかに該当したとき
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき
- (4) 沼津市議会が本業務に係る予算を承認しなかったとき

本プロポーザルにかかる契約は、令和5年度予算成立をもって締結が可能になる。沼津市議会が本業務に係る予算を承認しなかった場合は、契約を取りやめる。また国の交付金の交付決定がされなかった場合も、契約を取りやめる。

予定より予算の議決が遅れた場合や、国の交付決定が予定より遅れた場合は、契約締結日が予定日より遅れる場合がある。

なお、契約の取りやめ、遅延によって発生した損害について、市は責任を負わない。

なお、契約書は、沼津市ホームページに掲載してある「沼津市業務委託契約約款」を含めるので、事前に確認をしておくこと。

(ホームページ > 事業者のみなさんへ > 入札情報・契約 > 建設業関連以外業務委託 > 「沼津市業務委託契約約款 (PDF)」)

14 契約締結後

契約者は、市との協議のもと、すみやかに実施計画書(実施体制、連絡体制、工程など)を作成し、市の承認を得ること。

15 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、市が本件の報告、説明、公表等のため

- に必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (2) 本件に係る情報公開請求があった場合、提案内容やノウハウ及び提案への評価に関する部分を除き、沼津市情報公開条例（平成 12 年条例第 37 号）に基づき、提出書類を公開する場合があるものとする。
- (3) 提出書類は一切返却しない。

16 その他

- (1) 本件参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類における記名・押印は、すべて沼津市競争入札参加資格者名簿（業者名簿）に登録のある者については登録のとおりとし、登録のない者については契約の権限を有する代表者のものとする。

別表 評価項目

※配点は選定委員 1 名あたり

評価項目	評価基準	配点
業務遂行能力	(1) 業務従事予定者の専門性・実績 ① 貧困やその他の困難を抱える子どもの実態や支援に関する知識や経験 ② 子どもの居場所の創設・運営に関する知識や経験	20 点
	(2) 事業実施に適切な拠点を有し、実施体制及び実施方法は業務の円滑な進行や目的の遂行にあたり適切か	10 点
	(3) 見積書は提案内容を踏まえたものとなっているか	10 点
企画提案力	(1) 本業務に対する基本的な考え方が具体的かつ適切か	10 点
	(2) 市民、事業所、各種団体等に対し、積極的に新たな子どもの居場所づくりについての働きかけが行われるものであるか	10 点
	(3) 子どもの居場所と子どもや支援者をつなぐ方法が実現可能かつ効果的なものとなっているか	10 点
	(4) 市、関係機関、他事業実施機関等との適切な連携をすることができ、つなぎの機関としての役割を果たすことができるか	10 点
	(5) 自由提案は、実現可能性があり本事業の目的を達成するのに効果的なものとなっているか	20 点
		100/100 点

ただし、合計点数の平均点数が 60 点を超えるものがいなかった場合は、契約候補者を選定しない。